

大阪都市計画局大阪府後援名義使用承認の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪都市計画局が専ら大阪府知事の権限に属する都市計画及びまちづくり行政の推進に寄与する事業を催す団体等の申請による大阪府後援名義の使用承認事務を円滑に推進するため、必要な事項を定めるものである。

(所管範囲)

第2条 大阪都市計画局が取扱う後援名義の使用承認の範囲は、後援名義の使用承認を受けようとする事業の目的及び内容等が大阪都市計画局の所管に属するものとする。

(使用承認の手続き)

第3条 後援名義の使用承認は、所定の申請書(別紙様式1)に基づき次条に定める要件に適合する場合に行い、所定の回答様式(別紙様式2)により必要な条件を附して承認する。

2 前項に基づき後援名義の使用承認を受けた者は、事業終了後1か月以内に、事業結果について報告書(別紙様式3)を提出するものとする。

(使用承認の要件)

第4条 後援名義の使用承認を受ける事業の内容は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 事業の目的及び内容等が、都市計画及びまちづくり行政の推進に寄与するものであること。
- (2) 主催者は、原則として公的な団体、新聞社等の報道機関、その他都市計画及びまちづくり行政の推進に寄与する目的又は実績のある団体であること。ただし、政治又は宗教に関わる団体でないこと。
- (3) 事業目的が営利目的や政治的、宗教的又は反社会的なものでないこと。
- (4) 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等の強要のおそれがないこと。
- (5) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (6) 申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)でないこと。
- (7) その他、後援名義の使用承認を行うことが、不相当と認められるものがないこと。

(後援名義の使用取消し等)

第5条 第3条第1項に規定する後援名義の使用承認に附された要件に違反した場合及び後援することが不相当と認められた場合には、後援名義の使用の取消し又は以後後援名義の使用を承認しないことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和3年11月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 「大阪府後援名義使用承認の取扱いに関する要領」(令和2年12月21日施行)及び「後援名義使用承認の取扱いに関する要領」(令和2年4月1日施行)については、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行前の日に後援名義の承認を受けた者については、なお従前の例による。